

横浜市ふるさと納税返礼品等募集要領

制 定 令和5年6月30日 政財第103号
改 正 令和7年8月25日 政財第242号

1 目的・趣旨

横浜市（以下、「本市」という。）では、ふるさと納税制度により御寄附いただいた市外在住の寄附者に対し、感謝の意を表する物品や役務（サービス）（以下、「返礼品」という。）をお贈りしています。

ふるさと納税を契機として本市の魅力に触れることにより、将来にわたって本市を応援していただくとともに、本市を訪れる契機を創出し、交流人口の増加による波及効果によって観光及び地域経済等の振興につなげることを目的とし、返礼品を募集します。

2 返礼品提供事業者の条件

返礼品を提供する法人、団体又は個人事業主（以下、「返礼品提供事業者」という。）は、次の要件を全て満たす必要があります。

- （1）各種法令規則等を遵守し、生産・製造・販売・サービスの提供等を行っていること。
- （2）本市の市税を滞納していないこと。
- （3）「横浜市指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。本市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、同要綱に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。
- （4）返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続されたパソコンを有し、本市が管理業務を委託している事業者が提供するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
- （5）返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に対して、責任・誠意をもって対応し、また、その対応等について、本市へ報告すること。
- （6）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定

する暴力団員をいう。) ではないこと。

- (7) 返礼品を提供するため、上記(6)に該当することを知りながら相手方と下請契約等を締結していないこと。
- (8) 物品の送付作業及びサービスの利用券等の発行・送付作業を含め、寄附者への返礼品提供に係る一連の作業が行えること。
- (9) 品質及び数量について、安定的に返礼品を供給できること。ただし、数量や期間について、あらかじめ限定して提供するものについては、その範囲内の供給が安定してできること。
- (10) 本市が指定する「横浜市ふるさと納税寄附管理等業務受託者（以下、「事務局」という。）」との間で、返礼品提供に係る契約を両者間で締結し、その契約内容に基づき確実に履行できること。
- (11) 返礼品が食料品、飲料品又は食事サービスの場合には、食品衛生法等に基づく許認可等を取得し、提供等を行っていること。
- (12) 本市が返礼品に対する検品等により関係法令や「3 返礼品の条件」に規定される事項を満たしていないと判断した場合には、代品請求、代金減額、又は損害賠償の請求に係る事項に関し、本市及び事務局と協議すること。

3 返礼品の条件

返礼品は、次の要件を全て満たす必要があります。また、次の要件を全て満たすと本市が判断した場合には、本市が調製する返礼品候補台帳（以下、「台帳」という。）に登載するとともに、返礼品提供事業者は事務局と返礼品の提供に係る契約を締結する必要があります。

- (1) 平成31年総務省告示第179号（以下、「告示」という。）における第5条第1項各号に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）のいずれか1つ以上を満たすものであること。

なお、新たな返礼品の申請時において、告示改正後の地場産品基準（以下、「新基準」という。）が公布されているときは、新基準の適用日以前であっても、新基準を満たすものであること。また、新基準の適用日までに本市が返礼品としてポータルサイトに掲載している返礼品については、適用日までの間は、告示改正前の地場産品基準を満たすものであること。

※地場産品基準の該当・非該当については、最新の法令（解釈を含む。）や、製造等の状況により判断します（過去の台帳に登載されていたことは判断要素にはなりません。）。

- (2) 公序良俗に反しないものであること。

- (3) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
- (4) 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- (5) 業として生産しているもの又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成したものでないこと。また、当該物品又はサービス以外に別途追加で購入等することが前提となっている物品又はサービスでないこと。
- (6) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の返礼品として提供すること等について生産者・製造者の同意を得ていること。
- (7) キャラクター等を使用する場合は、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (8) 食料品・飲料品の場合は、返礼品が寄附者に到着した後一定期間（概ね1週間以上）の賞味期間が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、発送希望日等を事前に寄附者へ確認・調整等を行うなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、運搬にあたっては食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。
- (9) 返礼品の配送にあたって寄附者との調整が必要な場合は、その体制が整っていること。
- (10) 返礼品の使用にあたって設置作業等が必要な場合は、返礼品提供事業者がその完了まで手配できること。
- (11) 物品との引換えに使用可能なチケット等の場合は、引換えが可能な物品が3で掲げる全ての条件を満たすものであること。
- (12) 役務（サービス）の提供の場合は、交流人口の増加による波及効果によって横浜の観光に寄与することを目的として、寄附者等が、実際に本市内を訪れる 것을前提に、本市内で提供されるものであること。また、旅行業の登録が必要な内容の場合は、その登録を行っていること。
- (13) 役務（サービス）の提供の場合は、指定のサービス内容以外及び本市外では利用不可となる措置を講じること。
- (14) 役務（サービス）の提供の場合は、期間限定のものを除き、原則として有効期限を発送日から6か月以上設けること。また、寄附者等の利用方法が確立されていること。
- (15) 宅配事業者による発送又は電子による送信が可能なものであり、かつ、返礼品の発注後速やかに発送又は送信できるものであること。また、宅配事業者による配送の場合は、著しく送料が高額でないものであること。
- (16) 本市が求める場合には返礼品のサンプルを提供できること。なお、役務（サ

ービス）の場合は、現場での確認ができること（原則として無償提供）。

- (17) 本市ふるさと納税関連ホームページ等に掲載するため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名、説明文、画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。
- (18) その他、本事業の目的にふさわしい内容であること。

4 返礼品の品質管理

- (1) 返礼品については、応募時のみならず、寄附募集時から寄附者への配送時に至るまで、常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、関係諸法令、総務省の定める地場産品基準、「3 返礼品の条件」等、全ての基準に適合している必要があります。

返礼品提供事業者は、返礼品がこれらの基準に全て適合していることを把握する義務を負います。

- (2) 返礼品の内容や生産拠点等に変更があったときは、速やかに「横浜市返礼品内容変更届」（様式2）を事務局に提出する義務を負います。

- (3) 返礼品提供開始前及び提供開始後も、適正な事業実施を確保するため、本市は定期的に返礼品提供事業者に対し必要な調査や確認等を行うことがあります。その際は、返礼品提供事業者は調査・確認に応じる義務を負います。

- (4) 返礼品が食料品、飲料品又は食事サービスの場合、食品衛生法等に基づく許認可等の確認を行うため、提出書類等を横浜市医療局食品衛生課、各区福祉保健センター生活衛生課及び中央卸売市場本場食品衛生検査所（以下、「横浜市保健所関係部署」という。）へ提供します。返礼品の製造等について、横浜市保健所関係部署から確認の連絡、施設への立入検査及び返礼品の収去検査※等が行われることがあります。また、横浜市保健所関係部署が確認した内容等については、横浜市政策経営局財源確保推進課と共有します。

返礼品提供事業者はこれらの調査及び検査等に応じ、真摯に対応、協力する義務を負います。

※収去検査とは、食品衛生法に基づき食品等の安全性を確認するため、食品衛生監視員が製造所や販売店舗等から検査に必要な最小量の食品等を無償で採取し検査することをいいます。

5 返礼品の商品価格

- (1) 返礼品の商品価格※は、商品代に荷造・箱・梱包代・設置費用・消費税を含め、1,500円以上とします（送料は返礼品の商品価格に含みません。）。

(2) 商品価格の総額で寄附額の30%を超えることはできません。

※「商品価格」とは、寄附額ではなく、本市から返礼品提供事業者に支払う費用を指します。

6 費用負担

- (1) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料、クレジットカード等の寄附金の決済に係る手数料、返礼品の送料は、原則として本市が負担します。
- (2) 商品の梱包に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とします。
- (3) 返礼品の設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品提供事業者の負担とします。
- (4) 上記の梱包費用及び設置費用等は、返礼品の商品価格に含むものとします。
- (5) 寄附者から、商品の品質等に関する苦情や申入れにより商品回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- (6) 代替品等による補償、交換、その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

7 ポータルサイト掲載までの流れ・手続き

(1) 応募受付

応募方法については、10を参照してください。

(2) 審査

応募内容について、本市及び事務局において、提案書等が2及び3の条件を全て満たしていることを確認のうえ、総務省へ返礼品の地場産品基準への適合性を確認します。なお、応募要件を満たしていない場合や提案の内容等に不備がある場合、応募は無効となります。

審査結果は、事務局から応募事業者に通知しますが、応募件数が多い場合や、地場産品基準の適合性について疑義が生じた場合等には、通知に時間を要することがあります。

(3) 寄附金額の決定

寄附金額は、返礼品の商品価格に3分の10をかけ、1,000円単位に切り上げた額を基本として、本市が決定します。

※ただし、送料が高額になる場合は、本市の送料負担が大きくならないよう、高めに寄附額を設定する場合があります。

(4) 契約の締結

台帳に登載された事業者は、事務局と返礼品提供に関する契約を締結します。

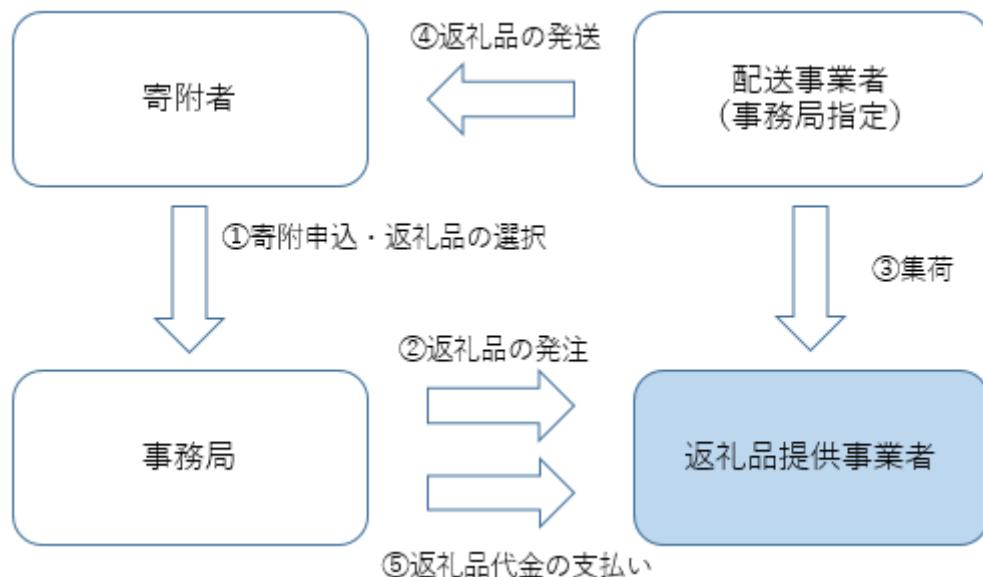
(5) ポータルサイト掲載

契約が完了した物品及び役務（サービス）は、ふるさと納税ポータルサイトの登録作業を経て、順次掲載されます。なお、対応順序、掲載順序、掲載時期は、本市及び事務局に一任するものとします。

8 返礼品提供事業者の業務内容、注意事項等

(1) 返礼品等の発注・発送の流れ

本市が寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払を行うまでの流れは、概ね次の図のとおりです。



(2) 返礼品提供事業者は、事務局からの発注により、速やかに寄附者への返礼品等の発送事務を行ってください。

(3) 寄附者が本市市民及び法人の場合は、返礼品を送付できません。

(4) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について、事務局に必ず報告をしてください。なお、品質等による補償や苦情等対応については、本市は一切の責任を負いません。

(5) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、本市が買い取りを行うものではありません。

(6) 個人情報取扱特記事項

ア　返礼品提供事業者は業務を履行するにあたり、「個人情報の保護に関する

法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 38 号）」のほか、関係法令を遵守するとともに、事務局の求めに応じ、必要書類を提出してください。

イ 寄附者の個人情報は、返礼品発送以外の目的で使用できません。

（7）返礼品提供事業者の特典等

ア 本市が契約するふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。なお、掲載先のポータルサイトは本市が指定するため、複数のポータルサイトのうち、一部のみの掲載となることがあります。また、返礼品提供事業者の申出により、一部ポータルサイトに掲載しないこともあります。

イ 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱することができます。

ウ 本市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。

エ 返礼品提供事業者は、本市のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社の PR に活用することができます。なお、寄附金募集の適正な実施のため、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行うことは禁止されていますので御留意ください。

9 返礼品取扱いの中止等

次の場合において、本市は、返礼品提供事業者の返礼品について、ポータルサイト等への掲載を中止又は返礼品としての取扱いを中止して台帳から抹消することができます。

- （1）返礼品提供事業者が本市に掲載中止又は取扱いの中止を申し出たとき。
- （2）返礼品提供事業者又は返礼品が 2 及び 3 に規定する事項を満たさなくなったとき又は満たしていないことが判明したとき。
- （3）国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱い、解釈の変更等により返礼品としてふさわしくないと本市が判断したとき。
- （4）返礼品の生産・製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- （5）他社が生産する物品、サービスを取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて、当該他者の同意が得られなくなったとき。
- （6）応募内容から変更があったにもかかわらず、その報告がなされていないとき。
- （7）応募内容に虚偽があったとき、又は意図的に事実を隠して提案したとき。

- (8) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 返礼品の品質、役務の内容について寄附者から苦情が寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様の苦情が度重なるとき。
- (10) 返礼品提供事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障を来すと本市が判断したとき。
- (11) 寄附者からの申込が他の返礼品と比較して極端に少なく、寄附の需要が今後見込めないとき。
- (12) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

10 応募方法

(1) 応募期間

随時受付とします。

ただし、本市の判断で受付を停止することがあります。詳細なスケジュールについては、ホームページにて告知します。

(2) 応募件数

返礼品の応募件数に上限はありません。

(3) 提出書類

ア 横浜市ふるさと納税返礼品候補台帳登載応募届（様式1）

イ 3号証明書（地場産品基準第3号の返礼品について応募する場合）

※アは1者につき1部作成してください。

イは応募する返礼品ごとに1部作成してください。

(4) 応募方法

本市が指定するホームページから、指定の方法で必要事項を入力し、必要なデータを提出してください。なお、応募に係る提出書類やデータ類は、本市及び事務局にて取り扱います。また、応募に係る提出書類やデータ等の返却は行いません。さらに、応募に要する一切の費用は、応募事業者の負担となります。

11 申請内容の変更・取下げ

申請後や返礼品としての提供開始後に、事業者の名称、所在地、代表者名、生産拠点の住所、返礼品の内容・価格等に変更があったとき及び提供終了等で返礼品を取り下げるときは、速やかに「横浜市返礼品内容変更届」（様式2）

を事務局に提出してください。

特に、総務省の地場産品基準の適合可否判断の要素となる生産拠点の変更等により、適合不可となったものを引き続き返礼品として提供することはできません。申請内容と異なることが判明した場合には、返礼品としての取扱いを中止して台帳から抹消するとともに、返礼品としてのポータルサイト等への掲載を中止することになります。

12 その他

(1) 優先的に取り扱う返礼品について

次のいずれかに該当する返礼品は、本市の各種広報において優先的に取り扱う場合があります。

- ア 全国的に知名度が高い又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント、物品に関するもの
- イ 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
- ウ 本市施策に関係性があるもの

(2) 2及び3の条件に適合した場合であっても、本市が返礼品を提供する目的等に照らし、適当でないと判断した場合は台帳に登載しないことがあります。

(3) 9(7)から(10)までのいずれかに該当し、返礼品の取扱いの中止があった場合は、同一事業者からの返礼品応募は中止の日から2年間受け付けません。

(4) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。

(5) この要領の改正の日以前にすでに台帳に登載した返礼品については、改正前の要領の規定を適用します。ただし、本市は、改正後要領の2、3、4を満たすものを返礼品として提供するため、この要領の改正日以前に台帳に登載された品であっても、これらの規定を満たさないことが明らかとなつた場合は、返礼品の提供を一時中止し、適合するよう改善を求める場合があります。